

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するため、次のとおり公告する。

令和8年4月10日

伯耆町長 小澤 敦彦

1 業務概要

- (1) 委託業務名 伯耆町放課後児童クラブ運営業務
(2) 委託業務場所 伯耆町が設置する次の放課後児童クラブとする。

名称	所在地
伯耆町岸本放課後児童クラブ	伯耆町吉長65番地4
伯耆町溝口放課後児童クラブ	伯耆町溝口307番地
伯耆町八郷放課後児童クラブ	伯耆町真野971番地

- (3) 委託業務内容
仕様書のとおり
- (4) 委託期間
令和8年10月1日から令和11年3月31日まで
- (5) 委託料予定額（上限額）
120,073,000円
※ 本委託業務は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号に規定する第二種社会福祉事業であり、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に規定する消費税非課税事業に該当する。
- (6) 選定方法
公募型プロポーザル（企画提案）方式による選定

2 応募資格

- (1) 応募事業者資格要件
応募事業者は、次の要件を満たさなければならない。
ア 法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。
イ これまでに放課後児童クラブの運営業務の受託実績を5年以上有していること。
- (2) 応募事業者の制限
次のいずれかに該当する者は、応募することができない。
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
イ 伯耆町の競争入札における指名停止措置を受けている者

ウ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律154号）の規定による更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の決定を受けた者及び民事再生法に基づく再生計画許可の決定（確定したものに限り。）を受けた者を除きます。）

エ 国税及び地方税を滞納している者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法同条第6号に規定する暴力団員、暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者

カ 事業者の管理または運営する他の子育て関連事業において、過去に児童の死亡事故又はそれに準ずる重大な事故を起こしていないこと。

(3) 応募資格の基準日

応募資格の基準日は、応募資格審査申請書の提出日とする。ただし、応募資格確認後から審査結果の決定日までに応募資格を欠く事態が生じた場合には、失格とする。

3 参加申込み

(1) 提出期限

令和8年4月28日（火）午後5時まで

(2) 提出書類（1部）

ア 参加表明書（兼応募資格審査申請書）

イ 会社概要調書

ウ 業務実績書

エ 定款又は寄附行為

オ 登記事項証明書

カ 財務諸表

キ 国税及び地方税の滞納がないことの証明書

ク 会社概要

※ 様式については、別途配布の募集要項等に記載

(3) 提出先

689-4133 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3

伯耆町福祉課

(4) 提出方法

持参又は郵便等

4 提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年5月15日（金）午後5時まで

(2) 提出書類（正本1部、副本6部）

ア 審査に係る提案書類提出書

イ 提案書

ウ 見積書

※ 様式については、別途配布の募集要項等に記載

(3) 提出先及び提出方法

前項第3号の提出先に、同項第4号の方法で提出すること。

5 選定

(1) 選定の方法

伯耆町放課後児童クラブ運営業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が審査を行う。

(2) 優先交渉権者の決定

町は、選定委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

(3) 選定結果の通知

提案書等の提出者全てに通知を行う。

6 契約の締結

前項の規定により優先交渉権者として選定された者と契約締結の交渉を行う。当該交渉が不調のときは、得点の高い事業者から順に契約締結の交渉を行う。

7 その他留意事項

(1) 本プロポーザルについて、この公告に記載のないものは、別途配布する募集要項等によるものとする。

(2) 本プロポーザルへの応募に係る提出書類作成及び提出等に要する費用は、全て提出者の負担とする。

(3) 提出された書類は、返却しない。

8 問い合わせ先

689-4133 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3

伯耆町福祉課

電 話 0859-68-5534

F A X 0859-68-3866（共通）

Eメール fukushishien@houki-town.jp